

香川県提出意見 (案)

令和 4 年度の専攻医募集に係る専門研修プログラムに關しまして、下記の香川県地域医療対策協議会委員からの意見等を踏まえ、シーリングの根拠となっている必要医師数の計算方法について、都道府県においてその正当性を検証・議論できるように、詳細な算出過程や基礎データをすべて開示するよう要望します。

① 本県におけるシーリングについて

- ・ 本県では、これまで小児科と整形外科がシーリングの対象とされていたが、令和 4 年度においては、昨年の見直し（過去 3 年の専攻医採用数の平均が 5 人以下の診療科はシーリング対象外とする）により、シーリングの対象から外されることとなった。
- ・ しかしながら、今後、これらの診療科の専攻医採用数が伸びた場合、再びシーリング対象となる可能性があり、これは、専攻医確保に向けた努力が、将来的に自県の医療提供体制を窮地に追い込むことに繋がるとも言えることから、若手医師不足を課題としている本県にとって、昨年の見直しは根本的な解決とはいえない。

② シーリングの根拠となる「必要医師数」について

- ・ そもそも本県の小児科、整形外科がシーリングの対象とされている理由について、一般社団法人 日本専門医機構（以下、「機構」という）は、直近の医師・歯科医師・薬剤師調査による各都道府県の診療科別医師数が、別途複雑な計算により算出される「必要医師数」を上回っていることによると説明している。
- ・ しかし、この「必要医師数」について、機構は、ポンチ絵などで簡単な計算方法や出典を示す程度の説明に留まっており、詳細な算出過程や基礎データを開示していないため、都道府県において、必要医師数の正当性について検証・議論できず、具体的な改善案を示すことができない状況である。

③ 医師法第 16 条の 10 の規定との整合性について

- ・ 専門医養成定員のシーリングの設定は、医師法第 16 条の 10 に定める「医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合」に該当するため、今回のように厚生労働省を通じて都道府県宛に意見照会をいただいているが、そもそものシーリングの根拠となる「必要医師数」の詳細な算出過程や基礎データについて説明がないまま、都道府県から意見聴取を行うのは、情報提供が不十分であり、同規定に違反しているのではないか。
- ・ 医師法第 16 条の 10 の規定を尊重し、「必要医師数」について都道府県において十分な検証・議論が可能となるように、詳細な算出過程や基礎データをすべて開示し、都道府県への説明会等行うことを強く要望する。